

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定
概 要	建築基準法第44条第1項では、建築物(地盤面下に設ける建築物を除く)又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないと定められています。 ただし、既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、同条の規定の適用を受けない旨が規定されています。
根拠法令等 及び条項	・ 建築基準法施行令第137条の12第7項
審査基準	当該建築物における当該建築物の形態の変更（他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、認定申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。 また、電子申請システムによる手数料の電子決済も可能です。詳しくは下記のホームページをご覧ください。 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000349/349223/R7_4tesuuryou.pdf)
手数料	¥27,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	
備 考	・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。